

インクルーシブ教育システムの構築と 合理的配慮の提供に関するQ & A

予想の記入

インクルーシブ教育システム研修会【校長層】

番号	問 題	予想(○×)	理 由
Q 1	我が国は、今後、特別支援教育からインクルーシブ教育に移行していく。		
Q 2	インクルーシブ教育システムの構築が推進されていくと、特別支援学校は無くなる。		
Q 3	教育の場における合理的配慮とは、これまでの配慮をもとに再整理された新しいものである。		
Q 4	教育の場における合理的配慮において、本人・保護者からの「同意」がない場合には、合理的配慮が与えられなくともよい。		
Q 5	合理的配慮は過度の負担を課すものでなければならぬ。		
Q 6	合理的配慮は、障害のある児童生徒が、障		

Q 1 ~ Q 1 0 の
「予想」欄に
○・×の記入を！

Q1

我が国は、今後、特別支援教育からインクルーシブ教育に移行していく。

A: 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づく、インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため**特別支援教育を着実に進めていく必要がある**と考える。(P5)

インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み(以下略) (P4) <障害者権利条約24条>

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

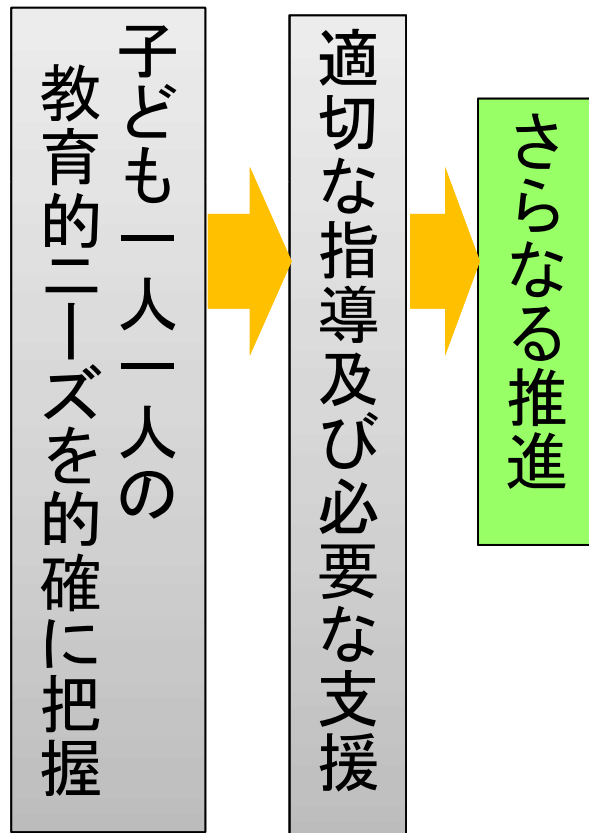
(19文科初第125号 平成19年4月1日 特別支援教育の推進について(通知))



共生社会の形成

インクルーシブ教育システム構築のためには 「特別支援教育」の推進は不可欠

特別支援教育



(1)障害のある子どもの教育の充実

(障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし自立し社会参加することができるように)
(医療、保健、福祉、労働等との連携強化)

(2)可能な限り、共に学ぶことができるよう配慮し、地域での生活基盤の形成

(障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動)(地域の同世代の子どもや人々の交流等)

(3)周囲の人々への障害者理解を推進

(共生社会の構成員としての基礎作り)
(次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進める)

共生社会

全員参加型の社会

多様な在り方を
相互に認め合う

相互に人格と
個性を尊重

社会参加できるような環境になかった障害者等が

積極的に参加・貢献
できる社会

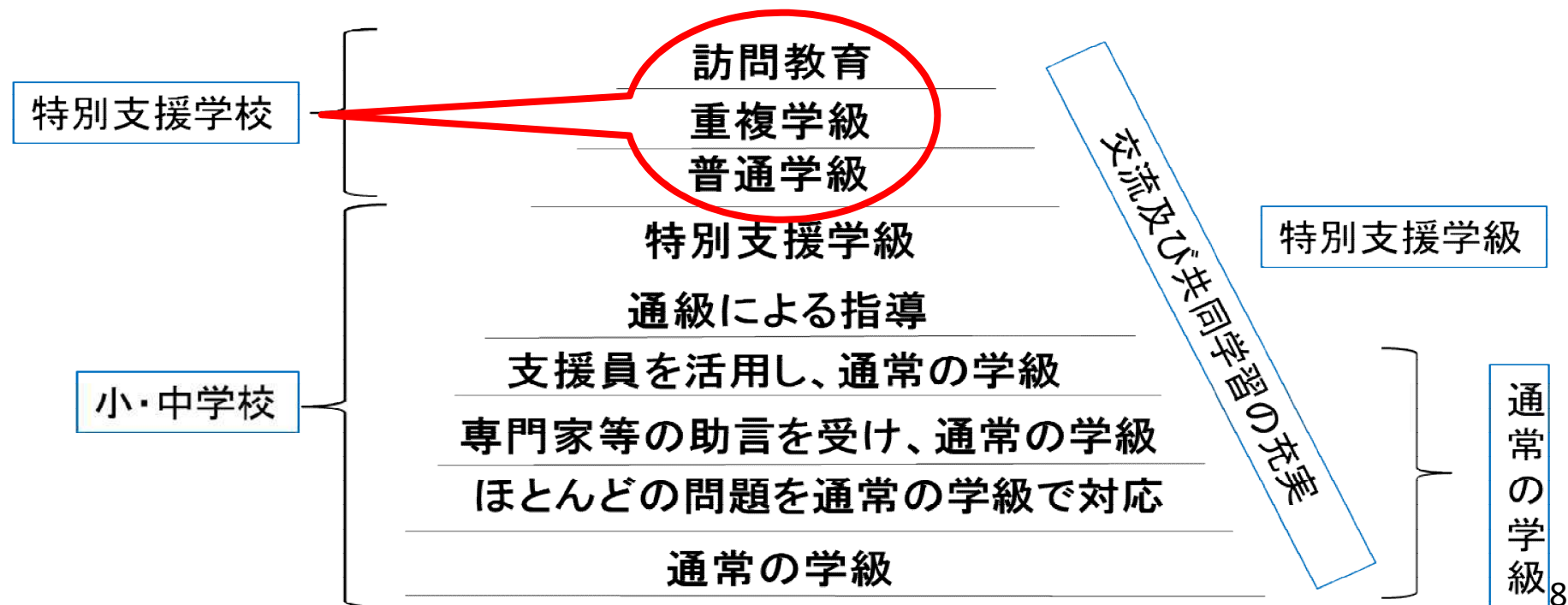
Q2

インクルーシブ教育システムの構築が推進されていくと、特別支援学校は無くなる。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための 特別支援教育の推進(報告)から

インクルーシブ教育システムにおいては、**同じ場で共に学ぶことを追求するとともに**、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で**教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備**することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、**連続性のある「多様な学びの場」を用意**しておくことが必要である。

(P5)



Q3

教育の場における合理的配慮とは、これまでの配慮をもとに再整理された新しい概念である。

合理的配慮と基礎的環境整備の考え方

～従前から行ってきた配慮と報告における合理的配慮～

文部科学省中央審議会初等中等教育分科会(報告)

H24年7月23日

「合理的配慮」

3観点11項目

＜「合理的配慮」の観点(1)教育内容・方法＞

＜(1)－1 教育内容＞

(1)－1－1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

(1)－1－2 学習内容の変更・調整

＜(1)－2 教育方法＞

(1)－2－1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

(1)－2－2 学習機会や体験の確保

(1)－2－3 心理面・健康面の配慮

＜「合理的配慮」の観点(2) 支援体制＞

(2)－1 専門性のある指導体制の整備

(2)－2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

(2)－3 災害時等の支援体制の整備

＜「合理的配慮」の観点(3) 施設・設備＞

(3)－1 校内環境のバリアフリー化

(3)－2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

(3)－3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

8項目

「基礎的環境整備」

①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

②専門性のある指導体制の確保

③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

④教材の確保

⑤施設・設備の整備

⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置

⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

⑧交流及び共同学習の推進

不特定多数

・制度

個別に必要な合理的配慮

従前から行ってきた配慮

1. 情報の保障
2. 環境等の配慮
3. 心理面の配慮
4. 教育指導における配慮 等

捉え直し
(再整理)

(文科省資料一部改変)

新しい概念

合理的配慮と基礎的環境整備の考え方

～従前から行ってきた配慮と報告における合理的配慮～

特別支援教育の推進について(通知) 19文科初第125号から

7 教育活動等を行う際の留意事項

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」から

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

○学校の設置者及び学校が必要かつ適切な変更・調整を行うことであり、

○障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なものであり、

○学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は、過度の負担を課さないもの

なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに、留意する必要がある。

「合理的配慮」とは

Reasonable Accommodation(理にかなった便宜)

障害者差別解消法

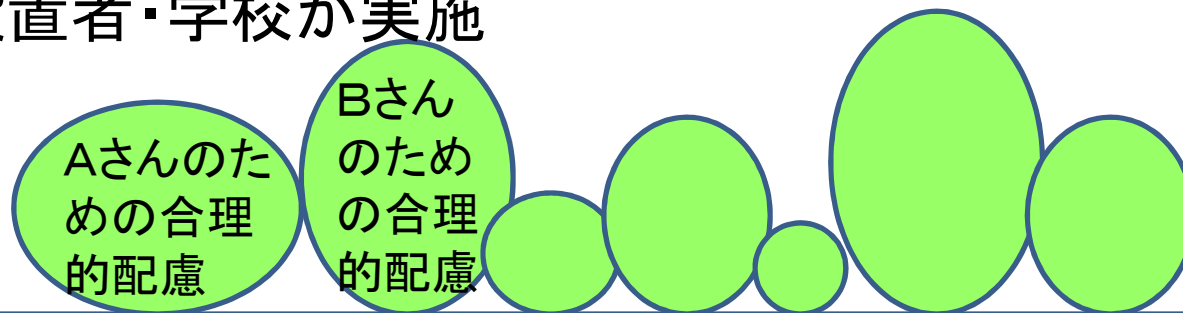
障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

中央教育審議会 報告

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの、と定義した。

合理的配慮と基礎的環境整備

設置者・学校が実施



合理的配慮

国、都道府県、市町村による環境整備

【観点】

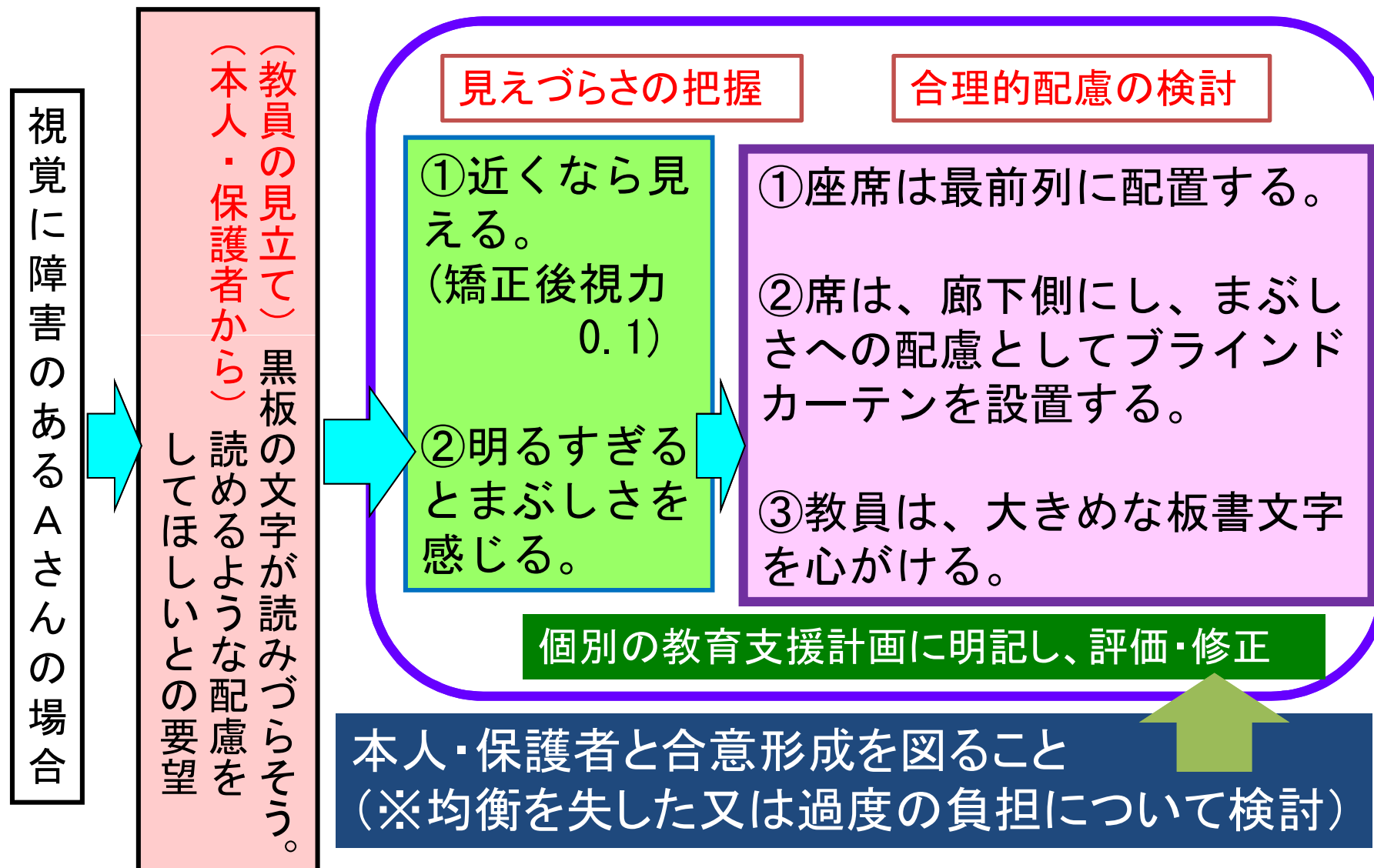
- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

基礎的
環境整備

※障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

個別に決定される合理的配慮の考え方 (視覚障害の場合)

(文科省資料より)



(参考)学校における合理的配慮の例

(文科省資料一部改変)

視覚障害(弱視)のAさん

【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。黒板に近づけば文字は読める。

- 廊下側の前方の座席
- 教室の照度調整のためにカーテンを活用
- 弱視レンズの活用

肢体不自由のBさん

【状態】両足にまひあり、車いす使用。エレベーターの設置が困難。

- 教室を1階に配置
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配
- 車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消



学習障害(LD)のCさん

【状態】書くことが苦手で、特にノートテイクが難しい。

- 板書計画を印刷して配布
- デジタルカメラ等※による板書撮影
- ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音
(※データの管理方法等について留意)



聴覚障害(難聴)のDさん

【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。

- 教室前方・右手側の座席配置
(左耳の聴力を生かす)
- FM補聴器の利用
- 口形をハッキリさせた形での会話
(座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする等)



病弱のEさん

【状態】病気のため、他の子どもと同じように運動することができない。

- 体育等の実技において、実施可能な課題を提供

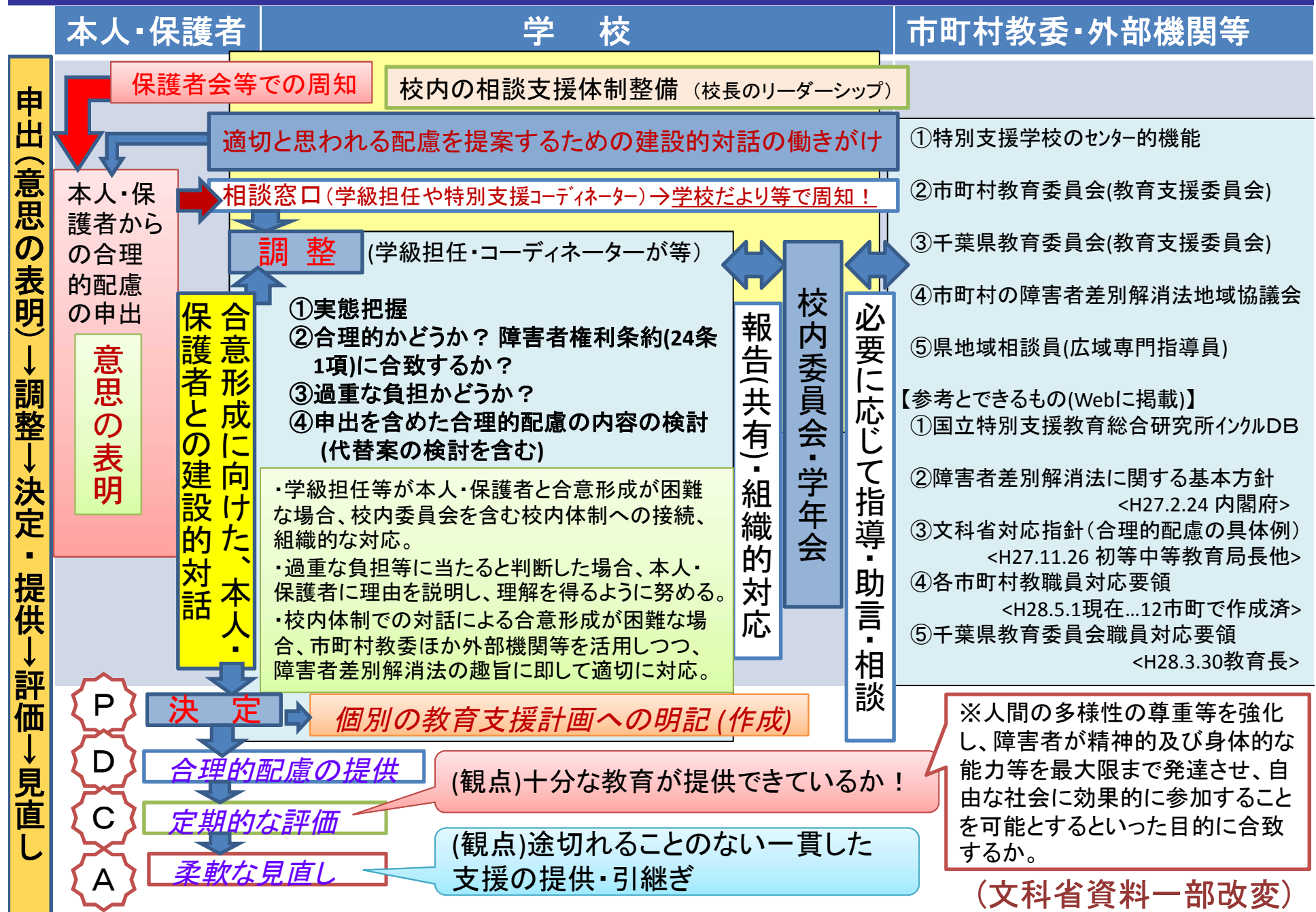
知的障害のFさん

【状態】知的障害があり、短期的な記憶が困難。

- 話し言葉による要点を簡潔な文字にして標記することにより、記憶を補助する。



各学校における合理的配慮の提供プロセス(対応指針等を基にした参考例)



「公立学校における障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務について」

教特第9 1 7 号（平成28年3月30日）

教 特 第 9 1 7 号
平成28年3月30日

各県立学校長 様

教育振興部特別支援教育課長

公立学校における障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務について（通知）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行により、平成28年4月1日から公的機関において、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が義務となります。

つきましては、別紙「障害者差別解消法の施行に向けて」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員対応要領」を御理解の上、適切な対応について特段の御配慮をお願いいたします。

また、年度当初の保護者会・PTA総会等を活用して、本人・保護者への周知はもとより、関係機関・団体等への周知についても、併せてお願いいたします。

なお、様式例として示した「学校における合理的配慮の提供に係る申出（意思の表明）について」等により、本人・保護者から合理的配慮の提供に関する申出（意思の表明）があった場合には、校内で十分検討の上、本人・保護者に対して必要な情報を提供しつつ合意形成を図るとともに、個別の教育支援計画に明記し、代替え案を含めた適正な合理的配慮の提供・引継ぎが可能となるよう御配慮願います。

周 知

① 申 出

② 検 討

情報提供

③合意形成

代替え案

④個別の教育支援計画への明記

引継ぎ

⑤評価・修正

十分な学びへと
つながっているか？

Q4

教育の場における合理的配慮の提供について、本人・保護者からの「意思の表明」がない場合には、合理的配慮の提供を行わなくともよい。

合理的配慮 決定へのプロセス

(文科省資料一部改変)

一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定される

○Aさん及び保護者への
情報提供（説明責任）
○設置者・学校・Aさん及び
保護者による合意形成

- 1 Aさん及び保護者からの申出(意思の表明)
(※教員の見立てがきっかけになる場合もある。)
- 2 Aさんの実態把握
・興味関心 ・学習上又は生活上の困難 ・健康状態
- 3 均衡を失した又は過度の負担かどうかの
判断などの検討・調整 (※代替え案の検討)
・財政状況 ・必要性 ・学校運営 ・教職員の対応可否 等
- 4 個別の教育支援計画に明記するとともに、
個別の指導計画にも活用
- 5 合理的配慮の定期的な評価・見直し

申出↓調整↓決定

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

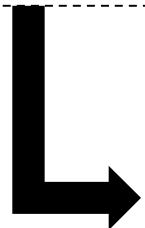
平成27年2月24日 閣議決定

第2 行政機関等 行政機関等 及び事業者 及び事業者 が講ずべき障害を理由とする差別解消ための措置に関する共通的な事項

3 合理的配慮

(※文部科学省「対応指針」にも同様の記述)

なお、意思の表明が困難な障害者、家族介助等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。



A: 教育の分野においては、意思の表明の有無や当該事項を合理的配慮と呼ぶか呼ばないかではなく、その障害のある子どもが十分な教育を受けられるかどうかの視点が重要

Q5

合理的配慮は、「均衡を失した又は過度の負担」であったとしても、実施しなければならないものである。

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

③ 「均衡を失した」又は「過度の」負担について

「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が**体制面、財政面をも勘案**し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、**個別に判断**することとなる。

各学校の設置者及び学校は、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「合理的配慮」の提供に努める必要がある。

その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、共通理解を図る必要がある。(P24)

合理的配慮提供の検討に当たっての基本的な考え方

合理的配慮 reasonable accommodation → 「理にかなった変更・調整」

教育基本法第4条(教育の機会均等)
(第2項)

国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

障害者基本法第16条(教育)

国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)等

本人・保護者の意思の表明を受けて、合意形成を図りつつ、合理的配慮の検討・決定

(検討事項例)

- ・何のために、その合理的配慮を提供するのか。
- ・必要とされる合理的配慮は何か。
- ・何を優先して提供する必要があるか。
- ・体制面、財政面から均衡を失した、又は過度の負担になっていないか。
- ・**教育の目的・内容・機能の本質的な変更となっていないか。**
- ・その合理的配慮の内容が、法令違反になっていないか。

重要

A: 検討の結果、理にかなっていないならば、本人・保護者からの要望のあった内容について、提供できない場合もある。

引き続き、十分な情報提供を行うとともに、その子どもに十分な教育を提供する視点から、代替の合理的配慮等について、合意形成を図っていくことが重要

小中学校で特別な教育課程を編成することができるのはどのような場合ですか？

A: 現行制度上、特別な教育課程の編成は、特別支援学級(学校教育法施行規則第138条)及び通級による指導(学校教育法施行規則第140条)等において、可能とされています。

第138条 ……**特別支援学級に係る教育課程については**、特に必要がある場合は、……、**特別の教育課程**によることができる。

第140条 小学校若しくは中学校……、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒(特別支援学級の児童及び生徒を除く。)のうち**当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合**には、……、**特別の教育課程**によることができる。

一 言語障害者	二 自閉症者	三 情緒障害者
四 弱視者	五 難聴者	六 学習障害者

七 注意欠陥多動性障害者

八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する 千葉県教育委員会職員対応要領の策定について」(通知)

教総第1 3 0 5 号・教職第1 0 4 5 号 (平成28年3月30日)

教 総 第
教 職 第
平 成 2 8

①いわゆる門前
払いは許されない

本庁の各課長

様

各教育機

②学校としてどこまで可能で、
どこからが困難なのか、根拠を
示して説明する義務がある。
代替え案を示す努力を！

障害を理由とする差別の解消の推進に関する
対応要領の策定について (通知)

このことについて、障害を理由とする差別の解消の推進に関する
法律第65号。以下、「法」という。) 附則第4条第1項の規定に基づ
に規定の例により、別添のとおり「障害を理由とする差別の解消の推
進教育委員会職員対応要領」を策定しましたので、通知します。

③大切なことは、本人・保護者の立場
に寄り添いながら、合理的配慮に関
する共通理解を構築していくこと

(過重な負担の基本的な考え方) 別紙 第5

過重な負担については、具体的な検討
をせずに過重な負担を拡大解釈するなど
して法の趣旨を損なうことなく、個別の事
案ごとに、以下の要素等を考慮し、具
体的場面や状況に応じて総合的・客観的に
判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断し
た場合は、障害者やその家族、支援者
等にその理由を説明し、理解を得るよう
努めることが望ましい。

○事務又は事業への影響の程度(事務
又は事業の目的、内容、機能を損なう
か否か)

○実現可能性の程度(物理的・技術的制
約、人的・体制上の制約)

○費用・負担の程度

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための 特別支援教育の推進(報告)から

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

(1)「合理的配慮」について

○6 決定方法について

合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。

また、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用について、一層の質の向上を図っていく必要がある。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する 千葉県教育委員会職員対応要領の策定について」(通知)

教総第1 3 0 5 号・教職第1 0 4 5 号 (平成28年3月30日)

教 総 第 1 3 0 5 号

教 職 第 1 0 4 5 号

平成28年3月30日

本 庁 の 各 課 長
様
各 教 育 機 関 の 長

教 育 長

障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員
対応要領の策定について (通知)

このことについて、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下、「法」という。）附則第4条第1項の規定に基づき、同法第10条に規定の例により、別添のとおり「障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員対応要領」を策定しましたので、通知します。

この要領は、千葉県教育委員会に属する職員が事務・事業等を行うに当たり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対する合理的配慮の提供について、遵守すべき事項を定めたものです。

所属長におかれては、その趣旨を十分御理解いただき、所属において適切な対応が図られるよう、職員への周知をお願いします。

第2条

なお、別紙中「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ。）。

Q6

学校においては、障害のある子どもが、障害のない子どもと共に学べるようにするために合理的配慮を提供するのであるから、特別支援学校における合理的配慮は必要ない。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)から

本報告における合理的配慮の定義

障害のある子供が、他の子供と平等に「**教育を受ける権利**」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

A: 通常の学級のみならず、通級による指導、特別支援学級、**特別支援学校においても、「合理的配慮」として、障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことが必要である。(P26)**

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使

障害のある子どもが、十分な教育を受けることができる

障害のある子どもへの合理的配慮(必要かつ適当な変更・調整)

通常の学級

通級による指導
(小・中学校)

特別支援学級

特別支援学校

交流及び共同学習

Q7

「障害者に対する合理的配慮」
としたとき、診断書等がない子供
の場合は、障害児ではないので
合理的配慮は提供しなくてもよ
い。

障害（者）の定義

「障害者基本法」における障害者の定義

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」における定義も同じ

『教育支援資料』における各障害の定義（抜粋）

- 視覚障害…視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態
- 聴覚障害…身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態
- 知的障害…一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」が著しく劣り、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であるので、特別な支援や配慮が必要な状態
- 肢体不自由…身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態
- 病弱・身体虚弱…病弱とは心身の病気のため弱っている状態。また、身体虚弱とは病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態
- 言語障害…発音が不明瞭であつたり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状態であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態
- 情緒障害…状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる技能
- 自閉症…①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害
- 学習障害…学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態
- 注意欠陥多動性障害…おおよそ、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態



A: 診断書や障害者手帳等の有無は判断の基準ではない。
「実施可能なやるべきことをどんどんやっていく」

Q8

入学試験等における合理的
配慮について、公正を保つ関
係で実施するべきではない。

入学試験等における合理的配慮について

特別支援教育の推進(通知)から

19文科初第125号 平成19年4月1日初等中等教育局長通知

7 教育活動等を行う際の留意事項等

(2)学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など**可能な限り配慮を行うこと**。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)から

3.障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

(1)合理的配慮について

⑧一貫した支援のための留意事項

高等学校については、入学者選抜が行われており、障害の状態等に応じて適切な評価が可能となるよう、学力検査の実施に際して、一層の配慮を行うとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を図ることが必要である。

<配慮例(H25年度公立高等学校入学選抜より)2660件(のべ数配慮)>

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| ①別室受験(698件) | ②会場・座席の位置の配慮(392件) |
| ③補聴器・拡大鏡・車いす等の補助具の使用(323件) | |
| ④ヒアリング試験での配慮・免除(173件) | ⑤時間延長(112件) |
| ⑥問題用紙・解答用紙の拡大(100件) | ⑦面接試験での話し方の配慮(93件) |

A: 可能な限りの配慮を行う

平成27年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項

(別記9)国語学力検査(聞き取り検査)及び英語学力検査(リスニングテスト)の受検の配慮申請

難聴の生徒が国語及び英語の学力検査を受検するに当たって、特別な配慮が必要な場合の手続等は、次のとおりとする。

- 1 難聴のため、自席で補聴器を使用して受検を希望する志願者は、選抜検査の受付の際、各高等学校の係職員にその旨を申し出るものとする。なお、補聴器は、日常使用しているものを使用する。
- 2 補聴器を使用してもなお特別な配慮が必要な志願者は、その内容について、国語学力検査(聞き取り検査)及び英語学力検査(リスニングテスト)の受検に係る特別配慮申請書(様式19)により、願書等の受付開始日の前日までに志願する高等学校の校長に申請することができる。
- 3 **申請があつた高等学校の校長は、志願者の在籍(出身)中学校等の校長と協議を行い、**国語学力検査(聞き取り検査)及び英語学力検査(リスニングテスト)の受検に係る特別配慮通知書(様式20)を願書等の受付後、検査等の実施日の前日までのできるだけ早い時期に当該志願者等に送付する。
なお、協議は、申請日から願書等の受付期間の最終日までに行うこととする。

(別記10)障害のある生徒の受検の配慮申請

障害のある生徒が各入学者選抜を受検するに当たって、特別な配慮が必要な場合の手続等は、次のとおりとする。

なお、障害のある生徒の入学者選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。

- 1 障害があることにより、特別な配慮が必要な志願者は、その内容について、受検に係る特別配慮申請書(様式21)により、志願する入学者選抜の願書等の受付開始日の前日までに志願する高等学校の校長に申請することができる。
- 2 **申請があつた高等学校の校長は、志願者の在籍(出身)中学校等の校長と協議を行い、学力検査等の公正さが保たれ、かつ、実施可能な範囲において、適切な措置を講ずることができる。**
なお、協議は、申請日から願書等の受付期間の最終日までに行うこととする。
- 3 協議の結果、特別の配慮を講ずる必要があると認めた当該高等学校の校長は、受検に係る特別配慮通知書(様式22)を願書等の受付後、検査等の実施日の前日までのできるだけ早い時期に当該志願者等へ送付する。
- 4 このことに関連して、特別な事情がある場合には、**高等学校の校長は当該教育委員会と協議する。**

Q9

平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行された。それにより、合理的配慮の提供について、私立学校には努力義務が、国立学校・公立学校には法的義務が課せられた。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮	職員対応要領	事業者対応指針
国	禁止	法的義務	法的義務	<u>所管する分野について策定義務</u>
地方公共団体 (公立学校を含む)			努力義務	※(例) 教育分野 ↓ 文科省の内容を参照
民間事業者	禁止	努力義務	—	—

障害を理由とする不当な差別的 取扱い

(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



社会的障壁とは？

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。



例 街なかの段差

3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。



例 書類

難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



例 ホームページ

すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で
助かる人がいます。



「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に向けて

「障害を理由とする差別の禁止」はもちろんであるが、公立学校等においては、本人・保護者の意思の表明に基づく「合理的配慮」の提供が、法令上義務化(私立学校は努力義務)されることを踏まえた対応をする必要がある。

A: 【対応例】

- ・合理的配慮等に関する正しい理解のための研修の実施
- ・校内体制の整備
- ・本人、保護者への丁寧な情報提供（保護者向け文書の発出...「意思の表明」）
- ・学校の教育方針等への反映
- ・教育課程編成上の留意事項等への反映
- ・合理的配慮等に関する相談体制（相談窓口も含む）の整備（窓口：県教育委員会教育総務課）
- ・**合理的配慮等の事例の収集や蓄積（H28年度事例集の作成）**
- ・各自治体における対応要領の作成など（千葉県教育委員会職員対応要領(H28.3月)）

A: 【合理的配慮を踏まえた教育活動の展開】

- (1) 合理的配慮の背景、趣旨及び合理的配慮の否定は差別になること等を正しく理解すること。
- (2) 授業において、新しい概念の合理的配慮を踏まえた授業を行うこと。
- (3) 従来からの教育資源を最大限工夫し活用すること。
- (4) 共生社会の形成に向けた教育活動を創造すること。

Q10

「合理的配慮」とは、平成25年に成立した「障害者差別解消法」において初めて法律に明記された言葉である。

法令等における「合理的配慮」について —合理的配慮の整理—

合理的配慮 reasonable accommodation → 「理にかなった変更・調整」

障害者の権利に関する条約 第24条(教育)

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(c) 個人に必要とされる合理的配慮 (reasonable accommodation) が提供されること。

教育基本法第4条(教育の機会均等) <H18.12> (第2項)

国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

従前から行ってきた支援等

○情報の保障・環境等の配慮・心理面の配慮・教育指導における配慮 等

障害者基本法第4条(差別の禁止) <H23.8>

社会的障壁の除去を必要としている障害者が現に存し、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。

具現化

障害を理由とする差別の解消に関する法律 <H25.6>

第7条

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において(中略)社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

法的義務

【個別に必要な合理的配慮】

中央教育審議会 初等中等教育分科会

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) <H24.7>

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。

個別の教育支援計画に明記することが望ましい

3観点11項目

観点を踏まえて可能な限り合意形成

障害者基本法(教育関係)

目的

○全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることのない共生社会の実現のために、障害者に関する施策に関し、

- ・基本原則、基本事項を定め、
- ・国、地方公共団体等の責務を明らかにし、

障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

経緯

○平成45年5月 制定
○平成16年6月 一部改正
(法律の目的、障害者の定義、基本的理念等の改正)
○平成19年9月 障害者権利条約に署名
○平成23年8月 一部改正
(障害者の定義の拡大、合理的配慮の概念の導入等の改正)

差別の禁止(第4条)

何人も、障害者に対して、**障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。**

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について**必要かつ合理的な配慮**がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

教育部分(第16条)

国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた**十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り**障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう**配慮しつつ**、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し**十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重**しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との**交流及び共同学習を積極的に進める**ことによって、その相互理解を促進しなければならない。

障害者基本法 第4条

基本原則 差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

I. 差別を解消するための措置

具体化

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

国・地方公共団体等

合理的配慮の不提供の禁止

民間事業者

法的義務

努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（H27.2閣議決定）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定 ※ 地方の策定は努力義務
- 事業者 ⇒ （主務大臣<教育分野:文科大臣>）が事業分野別の対応指針を策定

実効性の確保

主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

文部省対応要領H27.12策定
文部省対応指針H27.11告示

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

● 普及・啓発活動の実施

情報収集等

● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

インクルーシブ教育システムが目指すもの「障害のある人に、その能力に応じた適切な教育を提供する」という視点が大切（十分な学びの保障）



合理的配慮の提供の視点

- ①十分な学びを保障するために必要で、
 - ②障害者（保護者）から配慮を求める意思の表明があり、
 - ③負担になり過ぎない範囲で行う、
 - ④社会的障壁を取り除くための支援（reasonable accommodation）のことである。
- 

今、ここに障害のあるお子さんがいて、その子に行った方がよいと思える、実施可能な調整は、保護者との話合いの上に、どんどん、しっかりとやっていきましょう。（文科省の一貫した主張）

インクルーシブ教育システムの構築には、特別支援教育が不可欠

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるように多様で柔軟な仕組みを整備することが重要

最も本質的な視点！！ 落としてはいけないポイント！！

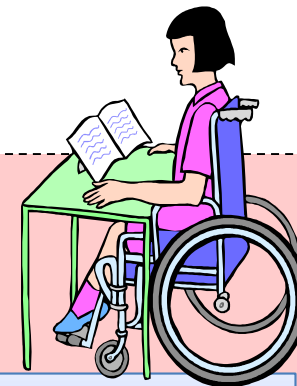
- ①授業内容がわかる。
- ②学習活動に参加している**実感・達成感**を持つ。
- ③充実した時間を過ごしている。
- ④生きる力を身に付けていける。

障害のない子ども



合理的
配慮

合理的
配慮



障害のある子ども

基 礎 的 環 境 整 備